

山口県迷惑行為防止条例の一部改正案の概要

1 改正の理由

近年、県内の繁華街における客引き行為や客待ち行為に関して、警察への通報件数が増加しています。通報があった客引き行為等の中には、法令による規制はないものの、周辺住民や通行人が迷惑に感じる行為もあり、これらに起因するトラブルの発生等により、環境が悪化するおそれがあります。

こうした迷惑行為に的確に対応し、県民生活の平穏の保持を図るため、山口県迷惑行為防止条例において、迷惑性の高い客引き行為や客待ち行為について規制するための一部改正を行うものです。

2 改正の要点

(1) 不当な客引き行為等の禁止

- ア 公共の場所における不当な客引き行為等の禁止
- イ 客引き行為等をさせる行為の禁止
- ウ 特定地域における客待ち行為の禁止

(2) 罰則等

- ア 違反した場合の罰則規定を新設
- イ 違反した場合の事業者に対する行政処分の規定を新設

改正の内容

1 不当な客引き行為等の禁止

行為者の属性を問わず、道路、駅、商店の店先等、公共の場所において、

- 性風俗店
- 接待飲食店
- 異性に対する好奇心をそそるような方法で接客する飲食店
- 風俗情報提供店

に関する客引き行為（風俗情報提供店への勧誘行為を含む。）や執拗な客引き行為について禁止します。

2 客引き行為等をさせる行為の禁止

対償を供与し、又はその供与の約束をして、客引きや勧誘をさせる行為について禁止します。

3 特定地域における客待ち行為の禁止

客引き行為等が行われる地域を特定地域として指定し、客引き行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により、客引き等の相手方となる者を待つ行為について禁止します。

客待ち行為を行っている者に対して警察官が当該行為をやめるべき旨を命ずる（中止命令）こととし、中止命令に違反した者に対して罰則を適用することとします。

4 罰則規定の新設

- (1) 上記1の行為を行った者

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（常習として違反行為をした者は6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

- (2) 上記2の行為を行った者

100万円以下の罰金（常習として違反行為をした者は6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）

- (3) 上記3の行為を行い、警察官の中止命令に違反した者

20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

5 両罰規定

法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記1～3の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を課すものとします。

6 事業者に対する行政処分

上記1～3の違反行為があった場合において、公安委員会は、事業者に対して行政処分（6月以下の事業停止命令、指示）を行うことができることとします。

※ 事業停止命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金